

国立大学法人宮崎大学職員兼業規程第9条に基づく運用については、下記のとおりとする。

記

I. 営利企業以外の兼業の許可基準（第4条関係）

兼業が次のいずれかに該当する場合は、原則として許可できないものとする。

- (1) 医療法人及び社会福祉法人の理事長、理事、監事、顧問及び評議員並びに病院長（医療、療養機関の長を含む。）を兼ねる場合
- (2) 学校法人及び放送大学学園の役員（理事長、理事、監事）及び学校長並びに公立、私立の学校、専修学校、各種学校又は幼稚園の設置者若しくはこれらを設置する団体の役員（理事長、理事、監事）及び学校（園）長を兼ねる場合
- (3) 公益法人及び法人格を有しない団体（以下「法人等」という。）の役員（会長、理事長、理事、監事、顧問、評議員等）を兼ねる場合。ただし、次に掲げる法人等の役員を兼ねる場合には、許可することができる。
 - ア 国際交流を図ることを目的とする法人等
 - イ 学会等学術研究上有益であると認められ、当該職員の研究分野と密接な関係がある法人等
 - ウ 本法人内に活動範囲が限られた法人等及びこれに類するものの法人等
 - エ 育英奨学に関する法人等
 - オ 産学の連携・協力を図ることを目的とする法人等
 - カ その他、教育、学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とする法人等で、特に公益性が高いと認められるもの
- (4) 公立又は私立の図書館等の社会教育施設の長を兼ねる場合
- (5) 部局長が教育委員会の委員を兼ねる場合
- (6) 国会、裁判所、防衛庁、公共企業体又は地方公共団体に附置された教育関係機関又は施設の長を兼ねる場合
- (7) 大学等の入学試験の準備を目的として設置・開講されている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等の講師を行う場合

II. 営利企業の事業に関する兼業の許可基準等（第4条関係）

1. 大学教育職員が、次の各号に掲げる営利企業の役員（会計参与を除く。）、顧問又は評議員（以下「役員等」という。）の職を兼ねることが、審査に基づき承認された場合は兼業を許可することができる。
 - (1) 技術移転事業者（TLO）の役員等
 - (2) 研究成果活用企業の役員等
 - (3) 株式会社（特例有限会社を含む。以下同じ。）の監査役又は社外取締役
2. 営利企業の役員等以外の兼業で、次に掲げる業務に従事する場合は兼業を許可することができる。
 - (1) 営利企業付設の診療所等の非常勤医師など、営利企業の営業に直接関与するものではない場合
 - (2) 本法人が管理する特許（出願中のものを含む。）の実施のための契約に基づく実施企業

に対する技術指導である場合

- (3) 営利企業付設の教育施設、研修所及び研修会等又は文化講座等の非常勤講師で従業員教育又は社会教育の一環と考えられる場合
- (4) 営利企業における研究開発に関する技術指導に従事する場合
- (5) 法令（条例を含む。）で学識経験者から意見聴取を行うことが義務付けられている場合
- (6) 技術移転事業者が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合
- (7) 技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘、評価、選別に関する業務に従事する場合
- (8) 営利企業の経営及び法務に関する助言を行う場合

(注1) 「技術移転事業者」とは、営利企業のうち、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」（平成10年法律第52号。以下「大学等技術移転促進法」という。）第2条第1項に規定する特定大学技術移転事業（以下「承認事業」という。）及び同法第12条第1項又は第13条第1項の認定に係る事業を実施するものをいう。

(注2) 「研究成果活用企業」とは、営利企業のうち研究成果を活用する事業を実施するものをいう。

3. 営利企業の役員等の許可基準は、兼業規程第4条第1項に掲げるもののほか次のとおりとする。

(1) 技術移転事業者(TLO)の役員等の兼業（以下「技術移転兼業」という。）の許可基準

ア 技術移転兼業を行おうとする職員が、技術移転事業者の役員等としての職務に従事するために必要な技術に関する研究成果又はその移転について、特許権、実用新案権等に関する法制度等についての知見を有していること。

イ 職員が就こうとする役員等としての職務の内容が、主として次に掲げる承認事業及本法人認定事業に関係するものであること。

i) 職員が技術移転事業者の代表取締役社長に就こうとする場合において、当該技術移転事業者の主たる事業が承認事業又は本法人認定事業であるとき。

ii) 職員が技術移転事業者の業務担当取締役の職に就こうとする場合において、主たる担当業務が承認事業又は本法人認定事業に関係するものであるとき。

ウ 職員と申請に係る技術移転事業者（親会社を含む。）との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。

エ 兼業の申請前2年間に、職員が当該申請に係る技術移転事業者との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。

(2) 研究成果活用企業の役員等の兼業（以下「研究成果活用兼業」という。）の許可基準

ア 研究成果活用兼業を行おうとする職員が、当該申請に係る研究成果活用企業の事業において活用される研究成果（特許権、実用新案権等として権利化されたもののほか、論文、学会発表等の形で発表されているものを含む。）を自らが発明、考案等（その帰属は問わない。）していること。

イ 職員が就こうとする役員等としての職務の内容が、主として次に掲げる研究成果活用事業に関するものであること。

i) 職員が研究成果活用企業の代表取締役社長に就こうとする場合において、当該研究成果活用企業の主たる事業が研究成果活用事業であるとき。

ii) 職員が研究成果活用企業の業務担当取締役の職に就こうとする場合において、主たる担当業務が研究成果活用事業に関係するものであるとき。

ウ 職員と申請に係る研究成果活用企業（親会社を含む。）との間に、物品購入契約、

- 工事契約等の契約関係又は許可、認可の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。
- エ 兼業の申請前2年間に、職員が当該申請に係る研究成果活用企業との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可の権限行使その他特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。
- オ 職員が就こうとする役員等としての職務内容に、本法人に対する契約の締結に係る折衝の業務（研究成果活用事業に係る業務を除く。）が含まれていないこと。
- (3) 株式会社の監査役又は社外取締役の兼業（以下「監査役兼業」という。）の許可基準
- ア 監査役兼業を行おうとする職員が、当該申請に係る株式会社における監査役の職務に従事するために必要な知見を教育職員の職務に関連して有していること。
- イ 職員と申請に係る株式会社（親会社を含む。）との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。
- ウ 兼業の申請前2年間に、職員が当該申請に係る株式会社との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。
- エ 申請の申出に係る株式会社の経営に職員の親族が、次に掲げるような強い影響力を有していないこと。
- i) 職員の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。以下同じ。）が所有している当該株式会社の株式の数又は出資の額の合計が、当該株式会社の発行済株式の総数又は出資の総額の4分の1を超える場合
- ii) 職員の親族が、当該株式会社の取締役の総数の2分の1を超えて当該取締役の職に就いている場合
- iii) 職員等の親族が当該株式会社の代表取締役会長又は代表取締役社長に就いている場合
4. 許可を受けて技術移転兼業、研究成果活用兼業、監査役兼業を行う職員は、兼業の状況について、次に掲げる事項を1年ごとに学長に報告しなければならない。
- (1) 兼業先での職務内容（監査役兼業を除く。）
- (2) 兼業先での職務に従事した日時等
- (3) 兼業先から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益（実費弁償を除く。）の種類及び価額並びにその受領の事由

III. 自営の兼業の許可基準（第4条関係）

1. 兼業規程第2条第1項にいう自営とは、職員が自己の名義で商業、工業、金融業等を経営する場合をいう。なお、名義が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合もこれに該当する。
2. 前項の場合における次の各号に掲げる事業の経営が当該各号に定める場合に該当するときは、当該事業の経営を自営に当たるものとして取り扱うものとする。
- (1) 農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等にあつては大規模に経営され客観的に営利を主目的とする企業と判断されるとき。
- (2) 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合
- ア 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること。
- イ 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上であること。
- ウ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること。

エ 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。

オ 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。

(3) 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合

ア 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。

イ 駐車台数が10台以上であること。

(4) 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、賃貸料収入の合計額）が年額1,000万円以上である場合（建物の賃貸のみを行う場合にあっては、当該建物の床面積の合計が600平方メートル未満である場合を除く。）

(5) 第2号又は第3号に掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合

(6) 太陽光電気（太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気をいう。以下同じ。）の販売に係る太陽光発電設備の定格出力が50キロワット以上である場合

3. 自営の兼業が次の基準に該当する場合は、兼業を許可することができる。

(1) 不動産又は駐車場の賃貸を行う場合で、次のいずれにも該当するとき

ア 職員の職責と申請に係る不動産又は駐車場の賃貸との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。

イ 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の管理業務を事業者に委ねること等（親族による管理も含む。）により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

ウ その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(2) 太陽光電気の販売に係る自営を行う場合で、次のいずれにも該当するとき

ア 職員の職責と申請に係る太陽光電気の販売との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。

イ 太陽光発電設備の維持管理等の太陽光電気の販売に係る管理業務を事業者に委ねること等（親族による管理も含む。）により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

ウ その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(3) 職員の有する知識又は技能を活用した著作物の創作及び販売、物品の製造及び販売、技芸の教授等（以下「職員の有する知識・技能をいかした事業」という。）に係る自営を行う場合又は地域振興に係る催しの主催、生活支援その他の公益に資する活動を伴う事業（以下「社会貢献に資する事業」という。）に係る自営を行う場合で、次のいずれにも該当するとき。ただし、許可できる期間は2年以内とする。

ア 当該事業が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出書（以下「開業届」という。）を提出して行うものであること。

イ 当該事業が、その目的及び業務内容、営業日及び営業時間、収入の予定年額等を含む事業計画書その他事業の詳細を明らかにする書面（以下「事業計画書等」という。）を作成して行うものであること。

ウ 職員の職責と申請に係る当該事業との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。

エ 事業計画書等において週休日にのみ事業を行うこととされていること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

オ ウ及びエのほか、職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(4) 不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業を行う場合で、次のいずれにも該当するとき

- ア 職員の職責と申請に係る当該事業との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。
- イ 職員以外の者を当該事業の業務遂行の責任者としていること等により、職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
- ウ 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。
- エ その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

IV. 労働時間内に従事する兼業の基準（第3条関係）

1. 兼業規程第3条第2項の「学長が必要と認めるとき」とは、兼業先の職務内容が職員の学術研究の成果や職務上の見識を社会に還元するものであるとともに、本法人の活性化にも資すると認められるものであって、労働時間を割くことがやむを得ないと認められる場合をいう。
2. 兼業規程第3条第3項に定める「社会貢献又は本法人の教育研究の推進に資する」とは、次のいずれかに該当する場合とする。なお、この基準に該当する場合であっても、労働時間外に従事する場合は、無報酬の兼業の取扱いによる。
 - (1) 国又は地方公共団体の審議会委員等の職を兼ねる場合（これらに準ずる職を兼ねる場合を含む。）
 - (2) 国の行政機関、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人の職を兼ねる場合
 - (3) 教育、学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とする特殊法人・公益法人等の各種委員等の業務で、特に公益性が高いと認められる場合
3. 次の場合は、労働時間内の職務とみなして扱うことはできない。
 - (1) 特殊法人・公益法人等の役員等（会長、理事長、理事、監事、顧問、評議員）専ら団体の管理運営に従事するもの
 - (2) 営利企業からの依頼等、職務扱いになじまないもの

V. 兼業に従事できる時間数（第4条関係）

兼業規程第4条第3項の「兼業に従事できる時間数」は、実際に兼業に従事する時間をいい、この時間数には移動時間及び第6条第3項に規定する兼業（以下「短期間兼業」という。）に従事する時間は含まない。

VI. 兼業許可の委任（第6条関係）

兼業規程第6条ただし書きに定める兼業の許可を委任できる部局は、兼業規程第5条の基準及び兼業の審査機関について整備されている部局とする。

VII. 短期間兼業の扱い（第6条関係）

- (1) 委員会委員等のように、兼業規程第6条第3項の日数等を超える任期があるものについては、短期間兼業に該当しない。
- (2) 1回あたりの従事期間等が兼業規程第6条第3項の期間の範囲内であっても、同一兼業先に複数回従事することが予定されるような場合は、短期間兼業には該当しない。

VIII. 兼業許可を要しない活動

労働時間外に行う、社会生活において生じる自治会等の地域活動、子供会・スポーツ少年団等の青少年育成活動及び社会奉仕活動については兼業許可を要しない。

IX. 利益相反ポリシーとの関係

利益相反ポリシーにおいて、具体的な基準等が確定された場合には、その趣旨に基づいた内容を兼業規程等に盛り込むものとする。

X. 報酬として株式等を受領する兼業の取り扱い

職員が報酬として株式等による報酬（以下「エクイティ報酬」という。）を受領して行う兼業については、次のとおり取り扱うこととする。

1. 兼業許可に関する一般的事項

- (1) エクイティ報酬として受領することができる株式等の種類は、次のとおりとする。
 - ア 株式
 - イ 新株予約権
 - ウ 新株予約権証書
 - エ 新株予約権付社債
- (2) エクイティ報酬を受領して行う兼業の許可については、兼業規程第4条に定めるもののほかに、エクイティ報酬が、受領時点では最終的な報酬額が不明瞭であるという特殊な性格であることから、兼業の業務内容や従事回数・時間等に照らして適正な報酬となりうるか、また、提出された証明資料から、職務の公正な執行、職務の信用の確保上の観点から問題がないか、総合的に判断すること。
- (3) エクイティ報酬は、兼業先の業務に対するインセンティブを高める面もあり、金銭による通常の報酬とは性格が異なるものであることから、兼業許可制度の趣旨に照らして、積極的に奨励されるものではないが、エクイティ報酬とすることに特別な理由が認められる場合には、許容される。
- (4) 職員がベンチャー企業にエクイティ報酬を受領して兼業することについては、「総合雇用対策」（平成13年9月20日産業構造改革・雇用対策本部決定）における大学発ベンチャーの創出を加速することについての決定等にかんがみ、上記(3)の「エクイティ報酬とすることに特別な理由がある場合」であると包括的に認める。
- (5) 兼業先の選定においても、国民の疑惑や不信を招くことがないように、十分配慮すること。

2. 兼業許可申請

- (1) 兼業依頼時において気配相場等のある株式等価額の算定が可能なものについては、株式等の種類、数、価額、受領予定年月日及び価額の算定根拠を兼業許可申請書に添付すること。ただし、株式等の予定価額の算定が困難な場合は、その価額の記載を省略することができる。
- (2) エクイティ報酬を受ける場合は、客観的な妥当性を証明する資料（受領した新株予約権が潜在株を含む総株数の何%を占めるかがわかる兼業先の資本政策をまとめた書類、同様の職務に就いている他者に出しているエクイティ報酬の種類、数及び兼業先の会社の報酬規程等）を兼業許可申請書に添付すること。

3. 事後報告

報酬としてエクイティ報酬を受領する兼業を行う場合は、報酬額が確定するまで定期的（4月から翌年3月までの1年ごと）に、学長へ4月末日までに報告を行うものとする。

また、学長は、この報告により、報酬額が利益に相反すると判断されるような場合には、将来にわたって兼業許可を取り消すことができる。

附 則

この運用については、令和8年4月1日から実施する。